

## 牧之原市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 市長は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び静岡県動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年条例第70号）における動物愛護精神の普及並びに市内の飼い主のいない猫の増加及び当該猫による被害の防止のため、飼い主のいない猫の不妊手術又は去勢手術及びそれらに併せて行う耳V字カット術（以下「手術等」という。）を実施する者に対し、予算の範囲内において手術等に要する費用の一部を助成するものとし、その交付に関しては、牧之原市補助金等交付規則（平成17年牧之原市規則第28号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 市内で、不妊手術又は去勢手術を受けずに屋外に生息する猫であって、特定の占有者の飼養責任が存在しない猫（ただし、首輪等を装着し、占有者の存在を推測できる猫は除く。）をいう。
- (2) 獣医師 獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の免許を受けた者をいう。
- (3) 不妊手術 獣医師による卵巣又は卵巣及び子宮の両方を摘出する手術（手術に必要な治療及び手術後の治療を含む。）をいう。
- (4) 去勢手術 獣医師による精巣を摘出する手術（手術に必要な治療及び手術後の治療を含む。）をいう。
- (5) 耳V字カット術 不妊手術又は去勢手術後であることを判別するために、手術を実施した猫の耳の一部を切り取る手術をいう。

(指定獣医師)

第3条 市長は、市内又は近隣市町に在勤し、かつ、この告示の趣旨に賛同する獣医師と契約を締結し、この告示における助成事業を実施する獣医師（以下「指定獣医師」という。）として指定する。

(指定獣医師の取消し)

第4条 市長は、指定獣医師がこの告示の趣旨に反すると認めたときは、契約を解除し、指定を取り消すことができる。

(助成の対象者)

第5条 助成の対象者は、飼い主のいない猫の手術等を指定獣医師に依頼する者で、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に在住又は在勤の者
- (2) 営利を目的としていない者
- (3) 当該手術等について他の団体から補助金等の交付を受けていない者
- (4) 市が実施する猫の適正管理講習会を修了した者

(助成金額)

第6条 助成金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 不妊手術の場合、手術等に要する費用の6割又は10,000円のいずれか少ない額とする。

(2) 去勢手術の場合、手術等に要する費用の6割又は5,000円のいずれか少ない額とする。

(申請手続)

第7条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、手術等を指定獣医師に依頼する前に、助成事業申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 飼い主のいない猫が生息する周辺位置図

(2) 誓約書(様式第2号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成の承認)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、助成することを承認したときは、助成事業承認書兼決定通知書(様式第3号。以下「承認書」という。)を、助成することを承認しないときは助成事業不承認通知書(様式第4号)を当該申請者に通知するものとする。

(助成の条件)

第9条 助成金の交付の決定において、次に掲げる条件を付する。

(1) 猫の不妊・去勢手術後は、術後判別のための耳V字カット術を実施しなければならない。

(2) 手術等後の猫の管理については、地域住民の理解と協力が得られるよう努めなければならない。

(承認書の有効期間)

第10条 承認書の有効期間は、市長が承認した日からその日の属する月の翌月末までとする。ただし、3月にあつては同月末までとする。

2 前項で規定された有効期間を過ぎて実施されなかった事業については、中止されたものとみなす。

(手術の実施)

第11条 第8条の規定により承認を受けた申請者は、承認書の写しを指定獣医師に提出し、手術等を依頼するものとする。

2 指定獣医師は、前項の規定による依頼を受けたときは、手術等を実施しようとする猫の健康状態について検診を行い、手術等を実施するものとする。

3 指定獣医師は、前項の規定により検診を行った結果、手術等を実施することが適当でないと判断したときは、その理由を申請者に説明し、手術等を中止することができる。

4 指定獣医師は、前項の規定により手術を中止した場合は、手術不適格理由書(様式第5号)に当該手術に係る承認書の写しを添付のうえ、翌月の10日までに市長にその旨を報告するものとする。

(説明責任)

第12条 指定獣医師は、手術中又は術前術後に猫が死に至るなどの不測の出来事があった場合、その理由を申請者に説明しなければならない。

(損害賠償請求の禁止)

第13条 申請者は、手術中又は術前術後に猫が死に至るなど不測の出来事があった場合、その猫に関わる損害賠償を指定獣医師に請求してはならない。

(手術の完了報告及び助成金の請求)

第14条 指定獣医師は、手術等の完了後、助成事業完了報告書兼委任状（様式第6号。以下「完了報告書」という。）を、作成するものとする。

2 申請者は、助成金の請求及び受領を指定獣医師に委任するものとする。

3 前項の規定による委任は、完了報告書に必要事項を記入する方法により行うものとする。

4 第2項の規定により助成金の請求及び受領について委任を受けた指定獣医師は、手術等の費用から第6条に基づく助成金額を差し引いた差額を申請者に請求するものとする。

5 第2項の規定により助成金の請求及び受領について委任を受けた指定獣医師は、助成金請求書（様式第7号）に、完了報告書及び当該手術等後の猫の様子が分かる写真を添え、翌月の10日までに市長に提出し、請求するものとする。

（助成金の支払）

第15条 市長は、前条第5項の規定による請求があったときは、請求の内容及び添付書類を審査し、これを適当と認めたときは、指定獣医師に助成金を支払うものとする。

（承認の取消し）

第16条 市長は、偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けようとする者があるときは、既に交付されている承認書を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第17条 市長は、偽りその他不正の行為により既に助成金の支給を受けた者があるときは、その者に既に支給した助成金を返還させるものとする。

（その他）

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

助成事業申請書

年 月 日

牧之原市長

申請者 住所  
氏名  
電話

印

年度において牧之原市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成事業の承認を受けたいので関係書類を添えて申請します。

手術等の内容及び助成金額	<input type="checkbox"/> 不妊手術及び耳V字カット術費用の6割又は10,000円のいずれか少ない額	<input type="checkbox"/> 去勢手術及び耳V字カット術費用の6割又は5,000円のいずれか少ない額
手術する猫の内容	毛色	
	体格	
	生息区域	
手術予定年月日	年 月 日	

備考

- 1 「手術の内容及び助成金額」欄は、該当する箇所の□部分にレ点を付してください。
- 2 次に掲げる書類を添付してください。
  - (1) 手術する猫が生息する周辺位置図
  - (2) 誓約書（様式第2号）
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

誓約書

年 月 日

牧之原市長

申請者 住所  
氏名  
電話

印

牧之原市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成事業を申請するにあたり、次の事項について、誓約します。

（目的）

1 飼い主のいない猫の繁殖抑制と地域の環境保全を目的として助成事業を申請します。

（対象の猫）

2 猫の不妊・去勢手術は、所有者明示がなく明らかに飼い主のいない猫に限り実施します。

（周知活動）

3 飼い主のいない猫を不妊・去勢手術のために保護する際は、飼い猫を誤って保護しないよう地域住民に対し周知活動を行います。

（問題対処）

4 申請した猫に飼い主がいた場合など、不妊・去勢手術において発生する責任問題等については、申請者自らの責任を持って飼い主等との間で解決します。

（損害賠償請求の禁止）

5 手術中又は術前術後に猫が死に至るなど不測の出来事については、指定獣医師に損害賠償を請求しません。

（術後判別）

6 術後の猫は、耳の一部をV字にカットし、手術済を判別できるようにします。

（適正管理）

7 術後の猫が生息する地域において、餌場及びトイレの管理並びに周辺の清掃活動等を行い、地域の環境保全を目指し、地域住民の理解が得られる活動に努めます。

様式第3号（第8条関係）

第 年 月 日

様

牧之原市長

図

助成事業承認書兼決定通知書

年 月 日付けで申請のあった牧之原市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成事業について、次のとおり承認したので通知します。

1 承認の内容

- (1) 助成の対象費用  
飼い主のいない猫の（不妊・去勢）手術及び耳V字カット手術の費用
- (2) 助成金額  
対象費用の6割又は（10,000円・5,000円）のいずれか少ない額
- (3) 手術対象の猫  
毛色  
体格  
生息区域
- (4) 助成承認の有効期間  
年 月 日から 年 月 日まで

2 承認の条件

- (1) 不妊・去勢手術後は、術後判別のための耳V字カット術を実施しなければならない。
- (2) 手術等後の猫の管理については、地域住民の理解と協力が得られるよう努めなければならない。

様式第4号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

牧之原市長

印

助成事業不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった牧之原市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成事業の申請について、次の理由により承認しないので通知します。

不承認の理由

様式第5号（第11条関係）

第 年 月 日

様

指定獣医師 所在地  
名 称  
代表者

㊞

手術不適格理由書

年 月 日付け 第 号で承認された牧之原市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成事業の対象の猫について、手術不適格とした理由は次のとおりです。

手術不適格の理由

様式第6号（第14条関係）

助成事業完了報告書兼委任状

年 月 日

牧之原市長

指定獣医師 所在地  
名 称  
代表者

㊟

年 月 日付け 第 号により承認された牧之原市飼い主のいない猫不妊・去勢手術助成事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

手術等の内容	<input type="checkbox"/> 不妊手術及び耳V字カット術		<input type="checkbox"/> 去勢手術及び耳V字カット術	
手術した猫の内容	毛色			
	体格			
	生息区域			
手術年月日	年 月 日			
手術等費用の内訳	助成対象事業費 (手術等費用)	助成金額 (手術等費用の6割上限)	申請者負担	

備考

- 「手術の内容」欄は、該当する箇所の□部分にレ点を付してください。
- 次に掲げる書類を添付してください。
  - 不妊・去勢手術及び耳のV字カット術後の様子が分かる写真
  - (1)に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

委任状

私は、飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金の請求及び受領に関する権限を、指定獣医師 \_\_\_\_\_ に委任します。

年 月 日

委任者 住所  
氏名

㊟

様式第7号（第14条関係）

助成金請求書

年 月 日

牧之原市長

指定獣医師 所在地  
名 称  
代表者

⑩

牧之原市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成事業実施要綱第14条第5項の規定により、下記のとおり請求します。

記

金

円